

国の重点支援地方交付金活用事業

国見町内企業の皆様へ

対象事業者に

最大 **20**万円
給付します！！

国見町燃料費等高騰対策

企業支援金

燃料費や電気料金の高騰により事業活動に影響を受けている町内企業者等に対して事業の継続を支援するため、支援金を給付します。



令和8年

申請
期間

4月1日 (水) ▶ **6月30日** (火)

対象
経費



支援金額 (1事業者1回限り)

対象月の燃料費または電気料金が

10万円以上20万円未満

20万円以上50万円未満

50万円以上

国見町商工会
会員の場合

5万円

10万円

20万円

国見町商工会
非会員の場合

2万5千円

5万円

10万円

※受付期間内に国見町商工会加入申込書を提出した場合は、国見町商工会員とみなします。
ただし、支援金の交付を受けてから1年間は国見町商工会員であることを要件とします。

※給付にあたって申請が必要です。申請様式は、町ホームページからダウンロード
または国見町産業振興課・国見町商工会に設置しています。

※裏面へ続きます

お問合せ・申請先

国見町産業振興課商工観光係 TEL 024-585-2238
〒960-1792 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7

町ホームページは
こちらから▶▶▶



対象業種一覧（日本標準産業分類による大分類）

建設業、製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）

※中分類・小分類については、別紙「国見町燃料費等高騰対策企業支援金対象業種一覧表」をご参照ください。

給付要件（①～⑥の要件を全て満たす方）

- ① 対象業種であること（対象業種一覧をご参照ください）
- ② 令和7年1月までに町内で開業しており、引き続き町内で事業継続する予定があること
- ③ 令和7年1月から令和7年12月までのいずれか1か月の燃料費（ガソリン・軽油・重油・灯油・LPガス）または、電気料金が**10万円以上**であること
※令和7年1月以降に開業した場合は、令和8年3月までを対象月とします。
- ④ 代表者又は役員が暴力団等に該当するものでないこと
- ⑤ 市町村税を滞納していないこと
- ⑥ 国見町介護施設等物価高騰対策支援金を受けていないこと（令和8年1月16日告示第2号）

申請から支援金交付まで

申請書類①～④を提出してください

申請

- ① 支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- ② 対象月経費が確認できる書類の写し
領収書、通帳の写し（支払いが確認できる部分）、確定申告の基礎となる資料等
- ③ 町内で事業を営んでいることが証明できる書類の写し
営業許可書、登記事項証明書（3か月以内のもの）、確定申告書の写し等
- ④ 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し
金融機関、支店、預金種別、口座名義人及び口座番号が記載された箇所

【申請先】国見町産業振興課商工観光係

決定

支援金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）を送付します

支払い

交付対象者の指定口座に振込します